

白河市景観まちづくり補助金交付要綱

平成21年白河市告示第157号

改正

平成23年白河市告示第38号

平成24年白河市告示第35号

令和4年8月22日要綱第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白河市景観条例（平成22年白河市条例第39号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、景観の形成に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象区域)

第2条 補助の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第27条第2項の規定により認定を受けた景観まちづくり協定に定める対象区域
- (2) 白河市景観計画（平成23年白河市告示第18号）に定める城下町地区推進区域内において、別表第1に規定する公道に接する一定の区域

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、補助対象区域の土地、建築物又は建築設備等の所有者又は占有者で、世帯員全員に市税の滞納がないものとする。

(補助の対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象区域において、市の景観形成に寄与するものと市長が認めた事業で、次の各号のいずれかに該当するもの（第1号に掲げる事業にあっては、第2条第1号に掲げる区域のうち市長が別に定める区域における事業を除く。）とする。

- (1) 建築物の新築、増築又は改築に係る事業
- (2) 建築物の外観の修景事業
- (3) 建築設備等の修景事業又は遮へいのための造作に係る事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金を受け、又は受けようとする事業は、この要綱による対象としない。

3 補助金の交付は、同一敷地内における同一建築物又は建築設備等に対し、第1項各号に掲げる補助対象事業ごとに1回に限るものとする。

(補助率及び限度額)

第5条 補助金は、補助対象事業に要する経費の2分の1以内の額とし、その限度額は別表第2のとおりとする。ただし、同一敷地内において前条第1項各号に掲げる補助対象事業を同時に2以上行う場合の限度額は、別に定める。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事前協議)

第6条 補助金の申請をしようとする者は、白河市景観まちづくり補助金交付制度に係る事前協議書（別記様式）により、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に規定する申請書に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書
- (2) 見積書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(完了期限)

第8条 規則第6条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該年度に係る補助対象事業を当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了後20日以内に規則第16条に規定する報告書に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 完成設計図書
- (2) 完了写真
- (3) 事業費の支払いに係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(検査等)

第10条 市長は、補助決定者に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

(財産の処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助対象となった建築物又は建築設備等を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保にしてはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

2 補助金の交付を受けた者が、前項の承認を受けて補助対象となった建築物又は建築設備等を処分したときは、市長はその交付した補助金のうち相当する額を返還させることができる。ただし、市長が景観形成上特に支障が無いと認められる場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

附 則（平成23年白河市告示第38号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年白河市告示第35号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の白河市景観まちづくり補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年8月22日要綱第27号）

この要綱は、令和4年8月22日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

| 路線名 | 起点 | 終点 |
|---------|---------------|----------------|
| 国道294号 | 白河市二番町33番地 | 白河市本町40番地3 |
| 県道白河石川線 | 白河市年貢町80番地3 | 白河市旭町一丁目168番地1 |
| 市道道場町線 | 白河市道場小路27番地4 | 白河市道場町32番地 |
| 市道北中川原線 | 白河市旭町一丁目158番地 | 白河市中田168番地3 |

別表第2（第5条関係）

| 補助対象事業 | 限度額 | |
|----------------------------|--------------|--------------|
| | 第2条第1号に掲げる区域 | 第2条第2号に掲げる区域 |
| 建築物の新築、増築又は改築に係る事業 | 800,000円 | 1,000,000円 |
| 建築物の外観の修景事業 | 800,000円 | 1,000,000円 |
| 建築設備等の修景事業又は遮へいのための造作に係る事業 | 300,000円 | |
| その他市長が必要と認めるもの | 市長が別に定める額 | |

別記様式（第6条関係）

白河市景観まちづくり補助金交付制度に係る事前協議書

年 月 日

白河市長

協議者

氏 名

㊟

住 所

電話番号

白河市景観まちづくり補助金交付要綱第4条に規定する補助の対象事業を行いたいので、同要綱第6条の規定により、次のとおり協議します。

| | |
|---|---|
| 対象事業の概要 | ① 建築物の新築、増築又は改築に係る事業 ② 建築物の外観の修景事業 ③ 建築設備等の修景事業又は遮へいのための造作に係る事業 ④ その他（ ） |
| 行為を行う場所 | 白河市 |
| 見積金額 | 円 |
| 行為の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 添付書類 | ① 設計図書 ② 見積書 ③ 工程表 ④ 現況写真 ⑤ その他市長が必要と認める書類 |
| このたびの事前協議に際し、私の世帯に係る納税状況の確認について承諾いたします。 | |
| 協議者氏名 | ㊟ |